

省エネ改修(熱損失防止改修)に伴う固定資産税の軽減措置について

一定の要件を満たす省エネ改修工事を行い、かつ、改修を完了した3カ月以内に申告した場合には、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。

※ バリアフリー改修に伴う減額措置と同時に受けることができます。ただし、新築住宅や耐震改修に対する減額など、バリアフリー改修以外の減額措置は同時に受けることができません。(長期優良住宅の場合は、バリアフリー改修についても同時に適用を受けることができません。)

※ この軽減措置は1回限りの適用となります。

●対象となる(住宅)

(1) 平成26年4月1日以前に建築された住宅であること。(賃貸住宅は除く。また、併用住宅では、居住部分の床面積が2分の1以上)

(2) 次の改修工事により、一定の省エネ基準に適合することになった住宅であること。

①窓の改修工事(複層ガラス化など)

②窓の改修工事と併せて行ういずれかの工事

- ・ 床の断熱工事
- ・ 天井の断熱工事
- ・ 壁の断熱工事

(3) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

(4) 改修工事に伴う自己負担額が60万円を超えること。(補助金等が支給された場合は、当該金額を控除した額。)

※ 上記(2)の改修工事に伴う自己負担額が50万円を超える場合には、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置に係る工事費も改修工事費用に含めることができます。

(5) 令和6年3月31日までの間に完了した工事であること。

●減額の期間及び範囲

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税のみ、住宅1戸あたりの床面積120㎡相当分までとし、固定資産税額の3分の1が減額。

(ただし、改修により長期優良住宅となった場合は、当該住宅にかかる税額の3分の2が減額)

●申請に必要な書類

- ・ 固定資産税減額申告書
- ・ 納税義務者の住民票の写し
- ・ 増改築等工事証明書(一定の要件を満たす省エネ改修工事であることを証するもの)
- ・ 他の補助金の交付を確認できる書類

お問い合わせ先

千歳市総務部税務課家屋係 24-3131(代表) 内線 440、438、431
24-0168(直通)